

広島県告示第四百七十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十九条第一項の規定によって、竹原都市計画臨港地区（竹原港臨港地区）内における分区を次のとおり指定する。

その関係図書は、広島県空港港湾部空港港湾事業局港湾管理室及び広島県東広島地域事務所建設局竹原支局維持管理課において縦覧に供する。

なお、平成元年広島県告示第二百四十六号（商港区等の指定）は、廃止する。

平成十九年四月二十三日

広島県知事 藤 田 雄 山

分区の種類	区 域	面 積 (ヘクタール)
商 港 区	竹原市竹原町字明神、同市塩町一丁目、同市塩町二丁目、同市塩町字吉崎、同市港町四丁目及び同市港町字北崎のそれぞれの一部	六・七
工 業 港 区	竹原市塩町一丁目、同市塩町字吉崎、同市福田町字東小島、同市福田町字西新畑、同市福田町字東新畑及び同市忠海長浜二丁目のそれぞれの一部	七三・四